《石原の農薬登録情報》



(令和元年6月26日付)

石原エスレル10 (エテホン液剤)

登録番号:第13039号

適用拡大の概要

〈使用時期の変更〉

作物名「大麦」の使用時期「出穂始期」を「止葉期~出穂始期」に変更する。

(<u>下線部</u>が変更点)

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数		エテホンを 含む農薬の 総使用回数
大麦	節間伸長 抑制による 倒伏軽減	300~500倍	100L/10a	<u>止葉期~</u> <u>出穂始期</u>	1回	全面散布	1回

(該当作物のみ記載。)

<使用上の注意事項の変更・追加>

- Ⅱ)11)を以下のとおり変更する。
- Ⅱ)一般的注意事項の他に以下のことに注意すること。
- 11)大麦に使用する場合
 - (1) 止葉期処理においては、止葉が確認できた日を目安に適期に散布すること。
 - (2) 出穂始期処理においては、約30%以上の出穂を見てからでは、倒伏軽減効果が劣ったりするので、 適期に散布すること。